

高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が、労働力不足、物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況において、当該中小企業等に従事する労働者の生活水準の維持、労働力の確保等のために持続的な賃金の引上げを実施する市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で高松市中小企業等賃金引上げ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等による従業員の持続的な賃金の引上げを支援し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。

(2) その他の法人 中小企業者に該当しない事業者であって、次のア又はイのいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人に限る。以下同じ。）をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が1億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が100人以下であること。

(3) 中小企業者等 中小企業者及びその他の法人をいう。

(4) 基本給単価 中小企業者等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

(5) 正規雇用労働者 期間の定めのない契約により雇用される労働者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者であるものをいう。

(6) 非正規雇用労働者 正規雇用労働者以外のものであって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険法に基づく雇用保険の被保険者であるものをいう。

(7) 賃上げ率 賃金の引上げ前後における基本給単価の差額を賃金の引上げ前における基本給単価の額で除して得たものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は本店（個人の場合にあっては、事業所及び住所）を有する中小企業者又は市内に主たる事業所を有するその他の法人であって、令和8年1月1日から同年12月31日までの間に、賃上げ率が正規雇用労働者については1.5%以上、非正規雇用労働者については3%以上の賃金の引上げを行い、かつ、当該賃金の引上げ後の基本給単価により算定をした最初の賃金を支給したものとする。

2 前項の規定による交付対象者の審査において、同項の規定による賃金の引上げの対象とする正規雇用労働者及び非正規雇用労働者（以下「引上げ対象労働者」という。）は、第5条の規定による奨励金の交付申請に係る情報等の事前登録を行った日及び第8条の規定により提出をした奨励金の交付申請が受付された日（以下「交付申請受付日」という。）のいずれの日においても、交付対象者に雇用されているものであって、市内に住所を有するものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営

業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

- (4) 政党その他の政治団体
 - (5) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であつて、宿坊等を運営するものを除く。）
 - (6) 法人格のない任意団体
 - (7) 交付申請受付日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者
 - (8) 当該年度にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことのある者
 - (9) 目的を同じくする賃金の引上げに対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けている又は受ける者
 - (10) 交付申請受付日において本市の市税を申告していない者（申告をしない正当な理由がある場合は除く。）
 - (11) 交付申請受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
 - (12) 従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
 - (13) 前各号に掲げる者のほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認める者
- （奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、当該交付対象者に係る引上げ対象労働者の別表に掲げる区分に応じ算定するものとし、奨励金の額及び交付上限額は同表のとおりとする。

（奨励金の交付申請に係る情報の事前登録）

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、奨励金の交付申請に係る情報等を、市長が別に定める期間に、市長が定める方法により、登録しなければならない。

(登録に係る審査、承諾等)

第6条 市長は、前条の規定による登録があったことを確認したときは、登録のあった順（以下「登録順」という。）にその内容を審査し、これを適当と認めるときは、登録順に承諾をすることとして、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書（様式第1号）により、当該登録をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査において、登録のあった内容を適当と認めたものに係る奨励金の額の合計が、予算額を上回ることとなるときは、補欠者として決定することとし、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録受理通知書（様式第1号の2）により、通知するものとする。

(変更等の登録)

第7条 前条第1項の規定による承諾の通知（この条において「承諾通知」という。）を受けた交付対象者（以下「事前承諾者」という。）及び同条第2項の規定による受理の通知（この条において「受理通知」という。）を受けた者（以下「補欠決定者」という。）は、第5条の規定により登録をした内容を変更する必要があるときは、変更後の内容を登録し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。また、承諾通知又は受理通知を受けた金額（この条において「承諾金額等」という。）の増額変更は認めない。

(1) 次条で規定する高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書に記載され、又は記載予定の奨励金の額が、承諾金額等を下回っていること。

(2) 変更する額が、5万円又は承諾金額等に10分の2を乗じて得た額のいずれか少ない額を超えていないこと。

3 市長は、前項の規定による登録があったことを確認したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付変更承諾通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

4 事前承諾者及び補欠決定者は、承諾を受けた賃金の引上げの実施を中止する場合は、中止をする旨の登録をして、その承認を受けなければならない。

(補欠決定者を繰り上げる場合)

第7条の2 市長は、事前承諾者の賃金引上げ実施の中止などにより、補欠決定者を繰り上げて、事前承諾者とするときには、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書(様式第1号)により、当該補欠決定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 事前承諾者は、引上げ対象労働者に対し賃金の引上げ実施後の基本給単価により算定をした賃金の最初の支給をしたときは、その翌々月又は当該年度の1月29日のいずれか早い日までに高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書(様式第3号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記情報等が分かる書類の写し
- (2) 賃金引上げ算定表(様式第4号)
- (3) 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し
- (5) 引上げ対象労働者が非正規雇用労働者の場合は、当該引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し
- (6) 誓約書(様式第5号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 事前承諾者が、申請書を前項に規定する期間内に提出しなかったときは、奨励金の交付を辞退したものとみなす。

(交付の決定及び奨励金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請書を提出した事前承諾者に対し、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書(様式第6号)により、適当でないと認めるときは、高松市中小企業等賃金引上げ奨励金不交付決定通知書(様式第7号)により、通知するものとし、交付の決定であるときは、当該申請者に奨励金を交付するものとする。

2 申請書の記載事項に不備等があり、市長がその周知に努めたものの、市長

が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、当該事前承諾者の責めに帰すべき事由により奨励金の交付の決定ができなかったときは、当該事前承諾者は、当該指定する日の翌日において奨励金の交付の申請及び交付を辞退したものとみなす。

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定による奨励金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は奨励金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 交付事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表（第4条関係）

区分	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
	賃上げ率	奨励金の額	賃上げ率	奨励金の額
賃上げ率及び 奨励金の額	2.5%以上	5万円/人	5%以上	5万円/人
	1.5%以上	3万円/人	3%以上	3万円/人
交付上限額	1社・事業所当たり10人分			

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。